

東京学芸大学の出産・育児支援制度

【問合せ 人事課職員係】

TEL: 042-329-7126 MAIL: fukushi@u-gakugei.ac.jp

※「適用区分等」欄:「○」…利用できます。「斜線」…利用できません。有給休暇 ■ 無給休暇 ■ 常:常勤教職員 有:有期雇用教職員 非:非常勤教職員

特別休暇等	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
					常	有	非
妊産婦の健康診査等のための職務専念義務の免除	斜線	○	妊産婦である女性教職員が妊娠期間に応じた健康診査又は保健指導を受診するため、勤務を免除できる	妊娠満23週までに…4週間に1回、妊娠24週から満35週までに…2週間に1回、妊娠36週から出産まで…1週間に1回(ただし、医師または助産師が別に指示をした場合は、指示された回数)産後1年まで…医師又は助産師の指示があった場合は、指示された回数 ※いずれも1回は1日の範囲	○	○	○
妊娠中の休憩	斜線	○	妊娠中の女性教職員の業務が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められたときに適宜とることができる休憩	妊娠中、必要と認められる時間	○	○	○
妊娠中の通勤緩和	斜線	○	妊娠中の女性教職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに申請できる時差通勤、フレックスタイム勤務、勤務時間短縮などの措置	妊娠中	○	○	○
産前休暇	斜線	○	分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性教職員が出産の日までの申し出た期間について取得できる期間	産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)の間で、出産の日までの申し出た機関	○	○	○
産後休暇	斜線	○	女性教職員が出産した後に取得させる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した教職員が就業を申し出た場合で医師が支障がないと認めるときは勤務可能)	○	○	○
育児参加のための休暇	○	斜線	妻(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)の産前・産後休暇期間中に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性教職員が取得できる休暇	妻の産前・産後休暇期間中に5日間	○	○	○
配偶者の出産休暇	○	斜線	妻の出産に伴う入院の付き添い等を行う男性教職員が取得できる休暇	妻の入院等の日から出産の日後、2週間を経過するまでの間の2日間	○	○	○
授乳等のための休暇	○	○	子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時に取得できる休暇	子が1歳に達するまでの間に、1日2回それぞれ30分以内の期間※男性教職員の場合は、それぞれ30分から男性教職員以外の教職員である親が、この休暇を取得する期間を差し引いた期間のみ取得できる	○	○	○
子の看護休暇	○	○	小学校6年生に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育している教職員が子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得できる休暇	年5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間	○	○	○

労働時間・労働条件等	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
					常	有	非
時間外・休日・深夜労働の制限	斜線	○	妊娠中の教職員又は産後1年を経過しない教職員から請求があった場合には、所定の勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない	妊娠中から産後1年を経過するまで	○	○	○
	○	○	3歳に満たない子の養育を行う教職員が当該子の養育のために請求したときは、所定の勤務時間を超える勤務及び休日に従事させない。	子が3歳に達するまで	○	○	○
	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う教職員が、当該の子の養育を行うために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。また、申請があった場合、超過勤務は1ヶ月24時間、1年間150時間以内とする。	子が小学校に就学するまで	○	○	○
就業制限	斜線	○	妊産婦等である教職員を妊娠・出産・育児等に有害な業務につかせてはならない	妊娠中から産後1年を経過するまで	○	○	○
業務の軽減	斜線	○	妊産婦等である教職員が請求した場合には、業務を軽減し、又は他の軽易な業務などにつかせるものとする。	妊娠中から産後1年を経過するまで	○	○	○
妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置	斜線	○	妊娠中又は出産後の女性教職員から申し出があった場合にとられる、医師などの指導・連絡に基づいた、作業の制限、勤務時間の短縮、休業などの措置	妊娠中から産後1年を経過するまで	○	○	○

休業	男性	女性	概要	取得できる期間	適用区分等		
					常	有	非
出生時育児休業	○	※1	産後休暇を取得していない教職員が出生後8週間以内の子を養育するための休業。(休業期間中は無給だが、条件を満たせば、雇用保険から育児休業給付金の支給あり。)	子の出生後8週間以内に4週間(28日)まで。	○	○	※2
育児休業	○	○	教職員が子を養育するための休業。(休業期間中は無給だが、条件を満たせば、子が1歳に達するまでの間、雇用保険から育児休業給付金の支給あり。)	子が3歳に達するまで。	○	○	※3
育児部分休業	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う教職員が、当該の子の養育を行うために1日の勤務時間の一部を勤務しない休業。(休業する時間については、無給)	子が小学校に就学するまでの間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内	○	○	○

※1 養子の場合等は女性職員も対象となる。

※2 期間を定めて雇用される教職員は、子の出生8週間から6ヵ月を経過するまで引き続き雇用される場合に限り出生時育児休業を取得できる。

※3 期間を定めて雇用される教職員は、子が1歳6ヵ月を経過するまで引き続き雇用される場合に限り育児休業を取得できる。

☆上記各項目の内容は、本学の「就業規則」「勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」「育児休業等規則」「超過勤務及び休日勤務に関する協定書」等によります。

休学	出産・育児に関する特別な規定はありませんが、所定の手続きを経て休学することができます。詳細は学務課にお問い合わせください
----	--